

# 花巻中央地区コミュニティだより そうだなはん



vol 68 2022/8/1

発行:花巻中央地区コミュニティ会議  
住所:〒025-0075 花巻市花城町1番30号  
(花巻中央振興センター内)  
電話:0198-23-5290(fax 兼用)

sodanahan18@gmail.com

## 令和4年度第1回役員会並びに旧まん福跡地利用について

6月27日に、役員会が開催されました。議題は、本年度の各行政区より要望を受けました事案の審査と今後のスケジュール他、要望審査につきましては、別記の通り採択されました。今後のスケジュールについては、毎年7月に開催の「交流運動会 2022」は3年連続で中止といたします。他の事業(唱歌と童謡を楽しく歌う集い、うちわピンポン大会、健康講座)につきましては、開催の方向で役員会に於いて決定する事といたしました。

花巻市財務部契約管財課より旧まん福の跡地についての現状と今後の取り組みについて説明いただきました。跡地をどのように活用して行くかについていくつかの意見が出されましたが、民間業者も取得の意思がないことから中央地区の方々に広くご意見をお聞きし検討して行くその第1弾としてコミュニティ役員会において開催されました。花巻市としては今後より多くの人々にご意見ご提案を頂き跡地の有効活用を目指しています。



## ヨーガ教室

コミュニティ生涯学習事業「ヨーガ教室」が7月8日より開催しております。本格的なインドのヨーガを取り入れ呼吸法や身体づくりで健康に日々を過ごす講座です。9月12日までの全7回行われます。



## 令和4年度移動図書館車 「ぎんが号」運行日程 8月19日(金)

10:00~10:30	東町公民館前
10:40~11:10	双葉町松庵寺前

◎「そうだなはん」は次の行政区に配布しております。  
( )は、世帯数です。

大通り一丁目(154)、大通り二丁目(69)  
末広町(73)、桜木町(160)、南川原(102)  
鍛冶町(80)、双葉町(140)、上町(56)  
豊沢町(183)、東町(170)、大町(69)  
仲町(112)、御田屋町(120)、里川口町(219)  
城内(76)、花城町一区(120)花城町二区(40)  
吹張町(103) 計18行政区2,046世帯

## 令和4年度 各行政区要望審査結果

行政区	区分	事業内容	金額	備考	判定
大通り二丁目	防災防犯	街路灯 LED 化事業	242,000		採択
桜木町	防災防犯	防犯灯の更新	25,080		採択
上町	生活環境	上町駐車場トイレ維持費補助 ゴミ集積所整備	50,000 160,000		採択 採択
豊沢町	生活環境 防災防犯	公民館備品購入(保冷機) 街路灯不点改修工事	56,595 87,560	公民館備品 1/2 補助	採択 採択
東町	防災防犯	防犯街路灯修繕事業	300,000		採択
仲町	生活環境 防災防犯	ゴミステーション取り換え事業 消火器購入	199,600 214,800		採択 採択
御田屋町	生活環境	ゴミステーション置き換え事業 公民館エアコン新規導入	144,100 86,860	公民館備品 1/2 補助	採択 採択
里川口町	生活環境	公民館冷蔵庫交換事業	57,200	公民館備品 1/2 補助	採択
城内	生活環境 防災防犯	花苗配布事業 防犯灯 LED 化	22,600 108,680		採択 採択
花城町二区	防災防犯	防犯備品整備 防犯灯電柱塗装工事	109,450 44,000	携帯用 LED ライト等	採択 採択
吹張町	防災防犯	防犯灯 LED 化整備	299,970		採択
花巻小 PTA	教育振興	花巻小体験活動支援	100,000	スキー教室経費補助	採択
銀河学童クラブ	教育振興	新型コロナウイルス感染拡大防止対策	99,000	消毒液スタンドの購入	採択

生活環境事業

地域の生活環境、自然環境の向上及びゴミ軽減を図るため地域が整備するゴミ処理施設に係る費用や、地域が行う美化緑化整備に係る費用に助成するほか、自主公民館やそれに準ずる施設の整備、小型除雪機等の貸出、地域の身近な生活環境整備に助成する。

<主な事業>

ゴミ集積施設整備…必要な経費の補助  
 美化緑化推進…街並み美化緑化事業への補助  
 生活環境整備…公民館関連及びその周辺関連の整備に補助

保健福祉事業

地区住民がともに健康で暮らせるよう、健康講座などの保健活動の推進を図るとともに、高齢者・障がい者福祉サービスの提供や子育てなどの活動に助成する。

<主な事業>

保健活動…健康講座、健康教室などへの活動支援  
 地域福祉活動…高齢者・障がい者福祉サービス・子育て支援などの活動助成

教育振興事業

次代を担う青少年の健全育成のため、関係団体との連携を図り、青少年の「心技体」バランスのとれた発育に資する事業に取り組み地域住民の行政区での生涯学習や地域の芸術文化の育成、スポーツ振興事業などに助成する。

<主な事業>

教育振興活動…教育振興に係る事業への助成  
 芸術文化スポーツ推進…芸術文化、郷土史、郷土芸能への助成

産業建設事業

地域の身近な道路、河川、公園などの土木施設の機能保持のため各行政区からの軽微な補修、修繕などの要望に応え、生活環境の向上や町のインフラ整備環境保全に務め、まちづくり事業の取り組みに助成する。

<主な事業>

土木施設維持補修…道路、河川、公園などの軽微な整備補修  
 市街地活性化事業…桜並木ボンボリ点灯事業ほか

防災防犯事業

行政区毎の自主防災組織づくりや防災備品整備に助成するほか安心安全な街を作るため防犯活動への支援や家庭を守る交通安全活動の支援など環境整備に助成する。

<主な事業>

防災対策…自主防災組織づくりや防災用品の拡充や整備に助成  
 交通安全推進…交通安全活動、施設整備、啓蒙運動への助成  
 防犯活動施設整備…防犯灯の整備補修、啓蒙運動への助成  
 ◎その他の事業・活動支援事業・生涯学習事業

住宅用火災警報器設置から10年が経過すれば交換が必要となります。

お問い合わせ：花巻市消防本部予防課

0198-22-6123

なぜ住宅に住宅用火災警報器が必要なのでしょう？

- ・火災の死者のうち、住宅火災による死者数が急増しています。
- ・住宅火災による死者の6割は逃げ遅れが原因で、時間帯は火災の発生に気づきにくい就寝時間中に集中しています。

あなたとあなたの家族の命と財産を守るために

- ・住宅用火災警報器は、火災の煙や熱などを自動的に感知して、火災の発生を警報音や音声で知らせてくれるもので、いち早く火災の発生を知らせて逃げ遅れを防ぎ、あなたやあなたの家族の命と財産を守るために大変有効な機器です。



出典：一般社団法人 日本火災報知機工業会



設置義務化から10年が経過しました。

- ・住宅用火災警報器は設置義務化されてから10年以上が経過します。(設置義務：H23年6月1日)
- ・古くなるとセンサー等の性能が劣化し、火災を感知なくなることがありますので、設置から10年を目安に交換しましょう。
- ・「設置年月」を記入すると、次回の交換する目安が分かりやすくなります。